

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室983番地5

氏名 株式会社ジェップ
代表取締役 君島 憲児

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和4年12月5日

許可の有効年月日 令和9年9月25日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県白岡市下大崎字下端758番1、759番1 以上2筆（面積1,608.51㎡）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成14年9月26日	指令廃指第1360号	新規許可
平成20年6月9日	—	変更届(住所)
平成29年12月19日	指令東環第121-8号	更新許可
平成30年1月15日	—	変更届(1種類の廃止及び保管施設の追加)
令和4年12月5日	指令東環第23-10号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	23.76 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成14年 9月26日 平成14年 9月26日 5-51
	31.76 t/日 (8時間)	木くず (前処理に限る。) 以上1種類	
	37.04 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破砕施設	18.4 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成14年 9月26日 平成14年 9月26日 5-52
	37.6 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	
破砕施設	43.2 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成14年 9月26日 平成14年 9月26日 5-53
破砕施設	104 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	平成16年 2月 4日 平成16年 2月 4日 5-65
	192 t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	12.2 m ²	3.1 m(屋内)
木くず 以上1種類	30.6 m ²	3.1 m(屋内)
金属くず 以上1種類	6.8 m ²	3.1 m(屋内)
がれき類 以上1種類	14.9 m ²	3.1 m(屋内)
がれき類 以上1種類	11.3 m ²	3.1 m(屋内)
がれき類 以上1種類	11.3 m ²	3.1 m(屋内)
がれき類 以上1種類	14.9 m ²	3.1 m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	13.5 m ²	3.1 m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	13.5 m ²	3.1 m(屋内)

(以下余白)